

平田村簡易水道事業 経営戦略



令和7年3月
平田村 産業建設課

目 次

1.経営戦略の趣旨

1-1 経営戦略の目的.....	1
1-2 計画期間.....	1

2.簡易水道事業の概要

2-1 簡易水道事業の整備状況	2
2-2 料金.....	3
2-3 組織体制	4
2-4 民間活力の活力等	4
2-5 他事業体比較	4

3.将来の事業環境

3-1 給水人口	7
3-2 有収水量	7

4.経営の基本方針

4-1 経営理念	8
4-2 基本方針	8

5.投資財政計画

5-1 投資に関する説明.....	10
5-2 財源に関する説明.....	11
5-3 投資以外の経費に関する説明.....	13

6.財政収支見通し

6-1 収益的収支・経費回収率	14
6-2 企業債残高・内部留保資金・企業債償還金対料金収益比率.....	15
6-3 供給単価・給水原価	16



7.簡易水道事業の課題

7-1 経費の削減	17
7-2 財源の確保	17
7-3 補助金（繰入金）の削減	17
7-4 人員及び技術力の確保	17



8.今後の経営目標

8-1 今後の経営目標.....	18
------------------	----



9.計画の事後検証

9-1 経営戦略の事後検証	19
9-2 料金回収率の向上に向けたロードマップ	20

1. 経営戦略の趣旨

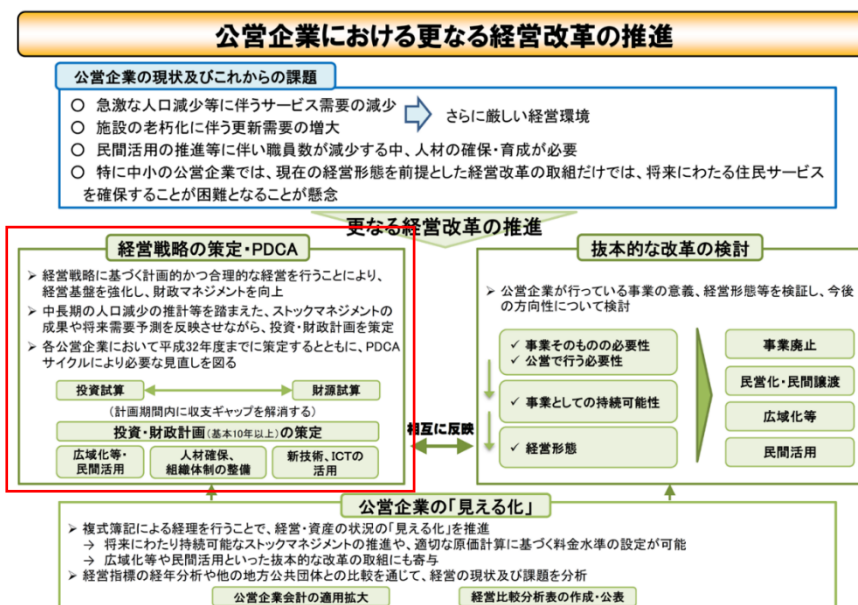
1-1. 経営戦略の目的

平田村（以下『本村』という。）では、簡易水道事業の経営において、将来にわたり安心、安全で安定的に水を供給できる水道事業を維持し、水質を保全してきました。

また、本村簡易水道事業では、効率的な事業運営を実施するため令和 5 年 4 月 1 日に地方公営企業法を適用し、会計方法を官庁会計から公営企業会計へ移行しました。

しかし、人口減少等に伴う料金収入の減少に加え、水道関連施設の老朽化や異常気象の頻発など、簡易水道事業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。今後も事業を継続していくためにも、将来の経営環境を見越した中長期的な視点での計画的な事業を運営することが求められます。

本村簡易水道事業においても、将来にわたって簡易水道事業を継続させるため、現況の把握、将来見通し、課題の抽出とそれに対する対策を取りまとめた「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現することを目的とします。



出展：総務省ホームページ

1-2. 計画期間

本経営戦略の計画期間は、2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度までの 10 年間とし、今後の見通しは、2053（令和 35）年度までの 30 年間の予測を行います。

2. 簡易水道事業の概要

2-1. 簡易水道事業の整備状況

1) 沿革

本村簡易水道事業は、昭和49年9月、下蓬田字乙空釜地区の乙空釜川の表流水を水源として計画給水人口4,100人、計画1日最大給水量800 m^3 規模で創設認可を取得し、昭和52年6月より給水を開始してから48年を迎えようとしています。

その間、生活様式の近代化、市街地化の形成等によって水需要は増加の一途をたどり、施設能力の限界に達したことから、平成5年度より3年の歳月をかけて水量拡張事業を主とした第1次拡張事業を実施し、計画1日最大1,825 m^3 の給水能力を持つ水道施設が完成しました。

平成15年度には、水道事業変更認可を要しない軽微な変更により、東山字石田地区内の一部を給水区域とし、さらに平成24年度から2か年において、安定的な水源の確保を図るため、乙空釜浄水場隣接地に原水調整池を築造し、平成26年6月より運用を開始しております。

今後は、施設・機械設備及び水道本管を計画的に補修・更新し、経営の健全化及び安定的な水道事業の運営と、災害に強い施設・管路の整備を基本方針としました。

事業概要は以下のとおりです。

項目	事業概要
事業	簡易水道事業
供用開始	昭和52年6月1日
法適・非適用区分	法適用
計画給水人口	4,773/人
現在給水人口	2,756/人
水源	表流水
浄水場	1施設
配水池設置数	3箇所
施設能力	1,825 m^3 /日
管路延長	配水管:86.83 千 m
施設利用率	59.97%

2-2. 料金

1) 現行の料金

本村の料金体系は、基本料金と使用水量に応じて算定した額を支払う従量制となっています。簡易水道事業における料金（料金体系）は、以下のとおりとなっています。

■基本料金 1月あたり（消費税含む）

用途	基本料金水量	1か月料金	超過料金 1 m ³ につき
一般用	10 m ³ まで	1,625 円	200 円
団体用	20 m ³ まで	3,000 円	200 円
営業用	20 m ³ まで	3,000 円	200 円
臨時用	1 m ³ まで	460 円	—
共用	10 m ³ まで	1,625 円	200 円

■量水器使用料 1個1月あたり（消費税含む）

口径 13 ミリ	口径 20 ミリ	口径 25 ミリ	口径 40 ミリ	口径 50 ミリ		
150 円	250 円	300 円	600 円	2,200 円		

2) 有収水量および料金収入の実績

有収水量は、2023（令和5）年度をピークに概ね横ばい傾向で推移しています。料金収入は、概ね60百万円程度で推移しています。

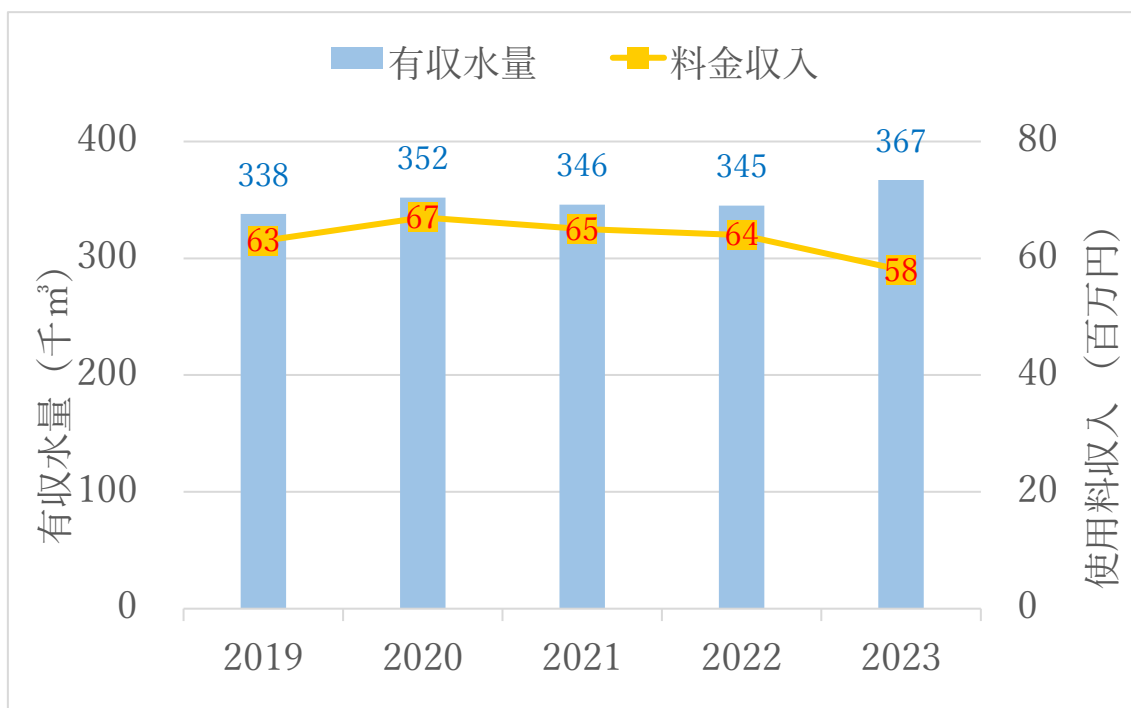


図 有収水量及び料金収入の実績推移

2-3. 組織体制

本村簡易水道事業は、2024（令和 6）年度現在、損益勘定職員 1 名で対応を行っております。将来的にも現行程度の職員数を維持する予定です。しかし、最低限の人員で業務を行っている状況にあるため、民間活力の導入について検討を進めていく必要があります。

2-4. 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 指定管理者制度	指定管理者制度は導入していない。
	イ PPP・PFI	施設は村で保有しており、PPP・PFI 手法は導入していない。
資産活用の状況	ア 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）	未利用土地・施設の活用等はしていない。

2-5. 他事業体比較

総務省では、公営企業の経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、経営指標を整理した「経営比較分析表」を策定・公表しています。

総務省公表の公営企業年鑑（2022（令和 4）年度）のデータを用いて給水原価・料金回収率・有収率・収益的収支比率について比較を行うことにより、本村の現況の運営状態の把握を行うこととします。

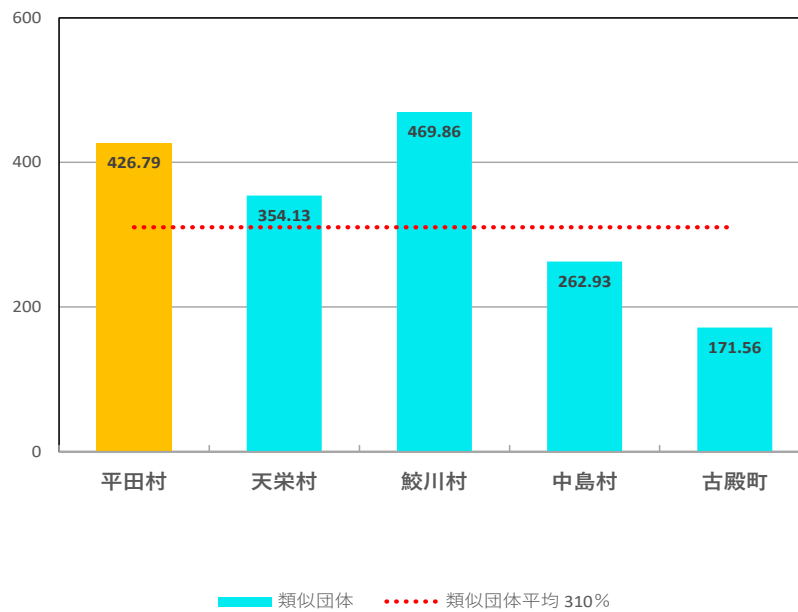
なお、平田村簡易水道事業は総務省類型では D3 に該当し、近隣の類似事業体と比較を行います。

1) 給水原価

給水原価は、有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。当該指標は、明確な数値基準はありませんが、類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。

$$\text{給水原価（円）} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

給水原価(円/m³)



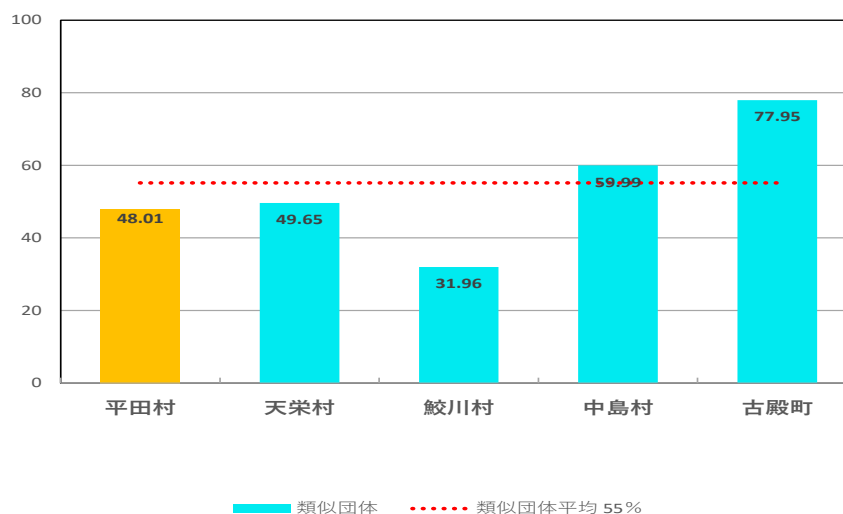
【図】 類似事業体との比較 給水原価

2) 料金回収率

料金回収率は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が 100% を下回る場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外の収入で賄われていることを意味します。料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補てんしているような事業体にあっては、適正な料金収入の確保が求められます。当該指標は、料金で回収すべき経費を全て料金で賄えている状況を示す 100%以上であることが求められます。

$$\text{料金回収率 (\%)} = \text{供給単価} / \text{給水原価} \times 100$$

料金回収率(%)



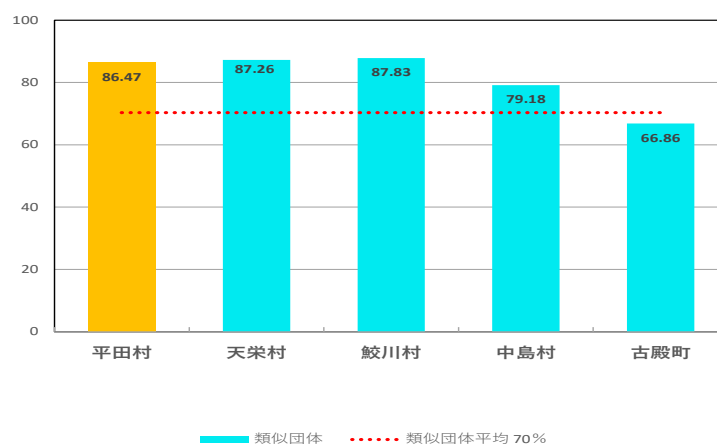
【図】 類似事業体との比較 料

3) 有収率

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。当該指標は、100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要があります。

$$\text{有収率 (\%)} = \text{年間総有収水量} / \text{年間総配水量} \times 100$$

有収率 (%)



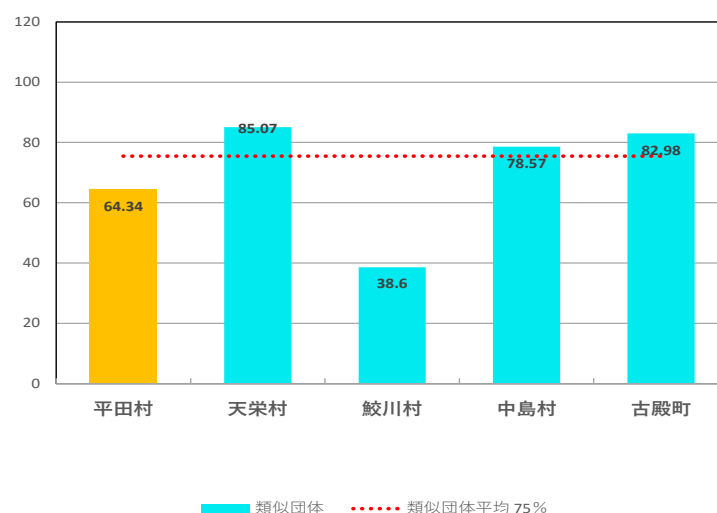
【図】 類似事業体との比較 有収率

4) 収益的収支比率

収益的収支比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すものです。従って、この比率が高いほど経常利益が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じることを意味します。

$$\text{収益的収支比率 (\%)} = \text{営業収益} + \text{営業外収益} / \text{営業費用} + \text{営業外費用} \times 100$$

収益的収支比率 (%)

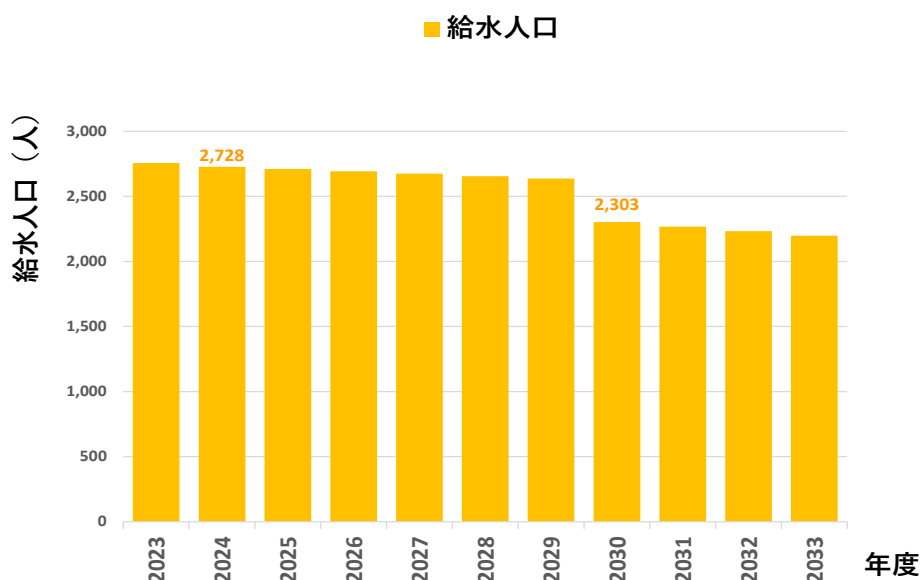


【図】 類似事業体との比較 収益的収支比率

3. 将来の事業環境

3-1. 給水人口

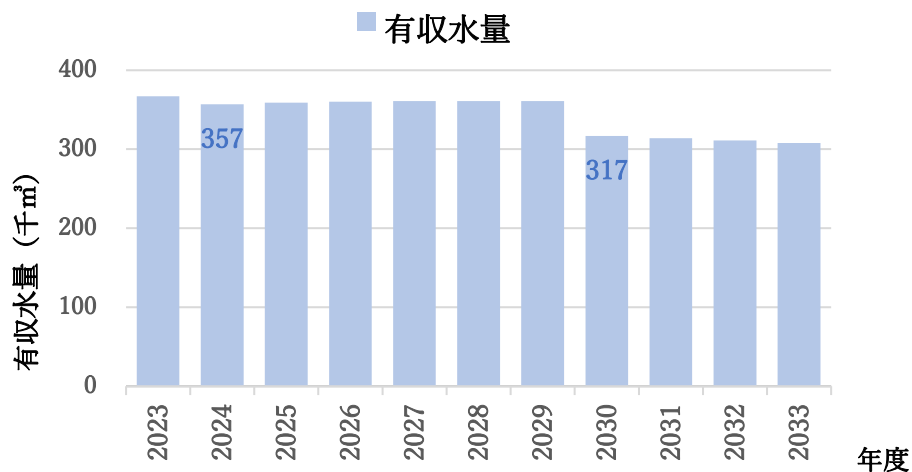
給水人口は、将来行政人口の推移を基に算出し、減少傾向で推移する見通しです。



【図】 給水人口の推計結果

3-2. 有収水量

有収水量は、算出した給水人口の将来値を基に試算しているため、給水人口と同様に減少傾向で推移する見通しです。



【図】 有収水量の推計結果

4. 経営の基本方針

4-1. 経営理念

簡易水道事業は、健康で文化的な生活や様々な社会経済活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っています。

近年では、高齢化による人口減少に伴う収入減の傾向が続いている一方で、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新耐震化には多大な費用が必要となるため、今後の経営状況はますます厳しいものとなることが予想されます。

また、簡易水道事業では、2023（令和 5）年 4 月から、事業経営の健全化を目指し、企業会計方式を導入しています。今後、企業会計方式による財政収支計画を活用し、その指標値をわかりやすく公表することで、広く簡易水道事業に対する理解を深めていただけるよう努めることとします。

このような状況に対応し、給水サービスの向上と持続可能な経営を維持するためには、組織や事務作業の効率化、施設管理の見直しなど経営基盤強化のための取組を一層推進するとともに、投資費用の合理化を前提とした「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいきます。

4-2. 基本方針

1) 簡易水道施設の適正な維持管理

簡易水道施設の延命化や維持管理に要する費用の平準化を継続的に進めます。また、各施設とともに老朽化への対策についても、計画的に修繕を実施し、適正な時期の更新により長寿命化を図ることで、持続的に使用できるよう努めていきます。

計画的に施設の更新等を行うことにより、機能維持と中長期的な視点での経費削減を図ります。さらに、長期的な視点（今後 30 年間）での将来人口や給水量の予測に基づき、将来的な経費および投資額の削減を図ります。

2) 料金による財源の確保

簡易水道事業を今後も継続していくためには、一般会計からの補助金（繰入金）に依存しない自立した経営基盤を構築していく必要があります。給水原価に関連する費用については、可能な限り料金収入により運営することを目指します。

3) 一般会計補助金（繰入金）の抑制

公営企業は、利用者からの料金収入により経費をまかなうべきとされていますが、本村簡易水道事業では、収益的収支に係る補助金として、一般会計から補助（繰入金）を受けています。一般会計補助金に依存しない自立した簡易水道事業の経営を目指す必要がありますが、昨今の物価高騰の影響もあり、適切な補助金であるかどうかを毎年検討します。

4) PDCA サイクルの確立

経営戦略については、毎年度、財政指標を用いた進捗管理を行い、その結果を公表するとともに、3～5 年ごとに結果の検証を行い、その時点から 10 年以上を計画期間とする新たな経営戦略に改定するといった PDCA サイクルを確立します。

本計画を策定後も、進捗管理や計画と実績との乖離検証、定期的な見直しを行うことによって、計画的経営を実現するとともに、将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保します。

5. 投資財政計画

5-1. 投資に関する説明

1) 投資に関する目標

当面の主な投資計画としては、継続事業である老朽配水管の更新工事に加え、水道施設としての機能を維持するため、浄水場の更新事業が新たに実施されることから、大幅な支出が見込まれます。また更新事業に合わせて、災害時の水道水の安定供給を図るため、これまでの指標である管路の耐震適合率のほか、新たに耐震化率を目標指標とし、今後さらなる耐震化を推進します。

また、施設の更新に向けた取組を進めるうえで不足する財源については、料金改定や経費削減、企業債の借入により確保していく必要があります。

2) 今後の投資についての考え方

①. 広域化・共同化・最適化に関する事項

現状では広域化の予定はありませんが、先進事例の情報収集に努めます。

②. 投資の平準化に関する事項

料金収入の増加が見込めない中で、浄水場の更新事業等大規模投資を迎える本村簡易水道事業におきましては、企業債を適切な水準で発行する必要があります。企業債を活用することにより投資の平準化を図ります。

③. 民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

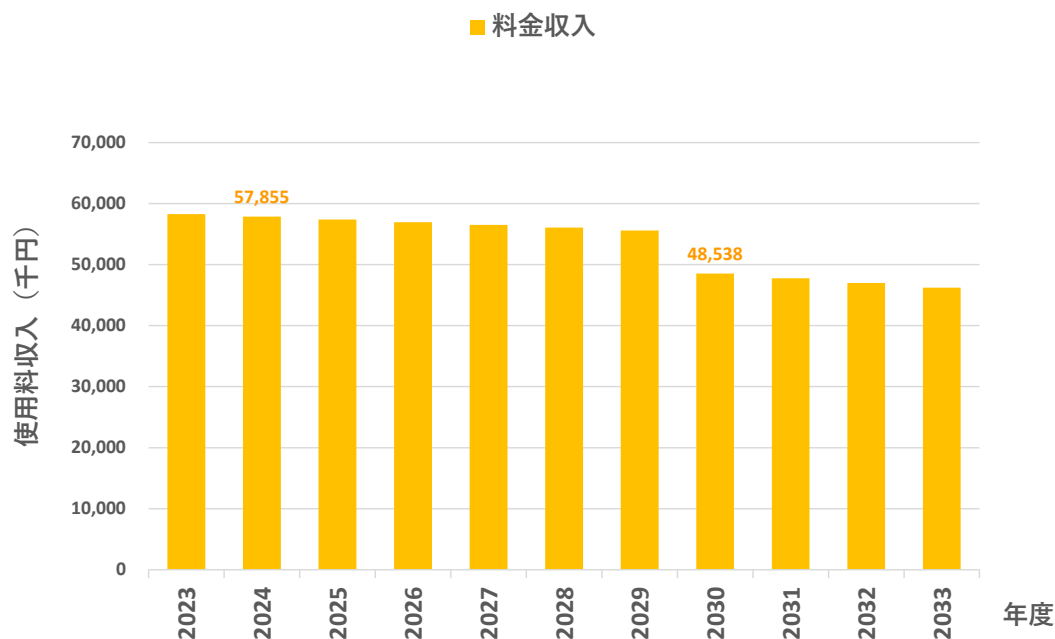
現在のところ活用する体制にはありませんが、先進団体の事例を参考にしながら、活用方法を検討します。

5-2. 財源に関する説明

1) 収益的収入に関する目標

①. 料金収入の徹底

水道料金については、水需要を基にした料金収入を予測していますが、確実な使用料収納が必要です。料金収入は、給水人口の将来値と過年度の料金収入実績を基に算出していますが、緩やかな減少傾向となっています。



【図】 料金収入の推計結果

②. 補助金に関する事項

一般会計からの補助金（繰入金）については繰入基準に基づき繰入れ、不足分は繰入基準外により繰入ることとなりますが、昨今の物価の上昇による歳出額が増額する可能性もあるため、その点を考慮しながら繰入基準外の繰入額が少なくなるよう努めます。

2) 資本的収入に関する目標

①. 国庫補助金など

既存設備の維持管理のために毎年 3,600 千円～153,000 千円を予定しております。

②. 企業債

令和 10、11 年度に乙空釜浄水場の更新のため各年 300,000 千円、施設の老朽化による維持補修、修繕に関する金額について毎年 7,000 千円程度の起債を予定しております。

3) 今後の財源についての考え方

①. 料金の見直しに関する事項

将来の需給バランスを勘案しながら、必要に応じて料金改訂の検討を行います。

②. 資産活用による収入増加の取組

活用する資産は保有しておりません。

③. 企業債

金額が大きい大規模な工事等に関しては企業債の導入を検討し、費用負担の平準化に努めます。

④. その他の取組

一般会計からの補助金（繰入金）については、年度ごとの繰入基準ごとに積み上げて算出していますが、今後も引き続き基準外繰入の削減に努め、財源確保に努めます。

5-3. 投資以外の経費に関する説明

1) 投資以外の経費の目標

現状における費用負担を維持しつつも全体的なコストを低減することも必要であり、各費用の性質に応じた削減策を検討します。

特に施設等は長寿命化を図る必要があるため、更新費を抑制する事を前提とした修繕を行うなど計画的に実施します。

2) 投資以外の経費についての考え方

①. 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

業務運営をさらに効率良く行えるように、様々な委託方法及び委託の削減も視野にいれ検討していきます。

②. 職員給与費に関する事項

計画期間中は、現状の1名にて運営した場合の試算をしています。今後も、業務の効率化等により人件費の抑制を図ります。

③. 動力費に関する事項

機器類の電気使用量を実際の処理状況と比較し、省エネ機器の導入による電気量の削減も検討していきます。

④. 薬品費に関する事項

持続性等効力を多品目と比較し、費用対効果がより良いものへ変更していくよう検討します。

⑤. 修繕費に関する事項

効率化を図るとともに機器の長寿命化にも力を入れ、適正な修繕を行うことによる費用削減を図ることとします。

⑥. 委託費に関する事項

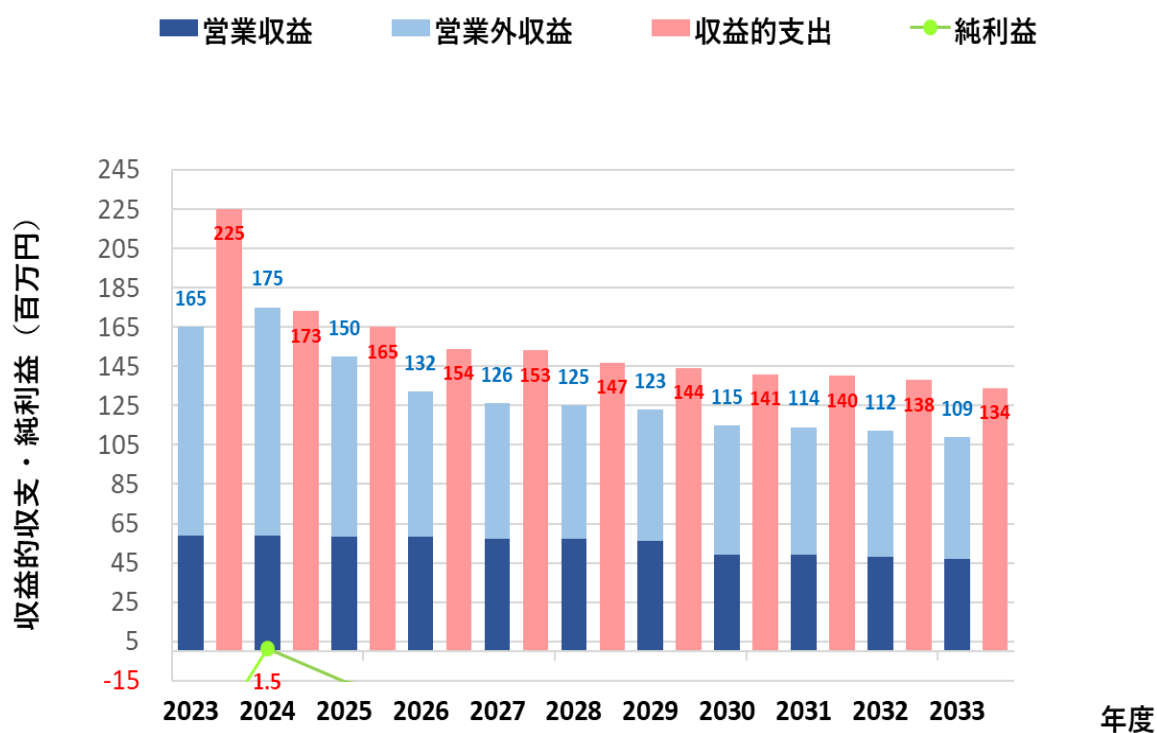
業務運営をさらに効率良く行えるように、様々な委託方法及び委託の削減も視野にいれ検討していきます。

6. 財政収支見通し

6-1. 収益的収支・経費回収率

1) 収益的収支

収益的収支は、令和6（2024）年度以降は、わずかながら収入が支出を若干下回る傾向となりました。実態としては、営業収益の料金収入では、財源が不足しており、一般会計からの補助金に頼った経営を行っているため、自立した経営を目指す必要があります。



【図】 収益的収支の予測結果

6-2. 企業債残高・内部留保資金・企業債償還金対料金収益比率

1) 企業債残高

企業債残高は、令和10、11年度に予定している浄水場更新事業費の1/3を企業債で賄う外、今後発生する建設事業費の一部を企業債の起債で賄う予定であります。既存の企業債残高は減少しているものの、全体では増加傾向で推移する見通しです。

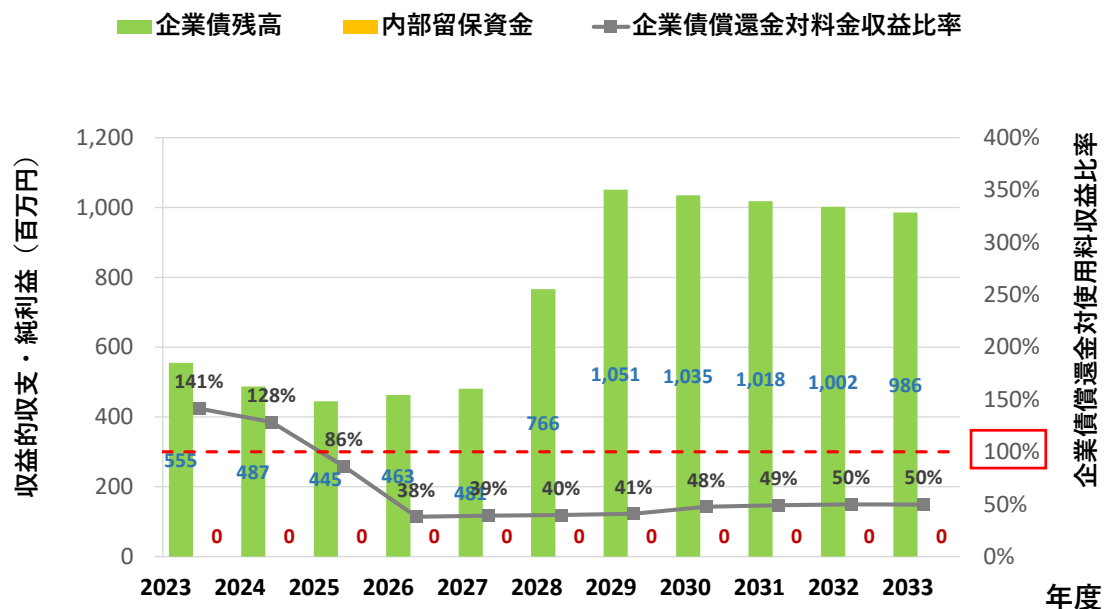
2) 内部留保資金

経営戦略におけるシミュレーションでは、内部留保資金は、僅かではありますが、維持できる見通しとなりました。しかしながら昨今の物価高騰により、経営を圧迫する可能性があり、マイナスに転じた際は、簡易水道事業の経営悪化を意味するため、水道料金の見直しや事業費の更なる平準化といった改善に向けた取組を行っていく必要があります。

3) 企業債償還金対料金収益比率

企業債償還金対料金収益比率は、料金収入に対する企業債償還金の割合を示す指標であり、100%を上回る場合、収入以上の償還金を支払っている状態といえます。

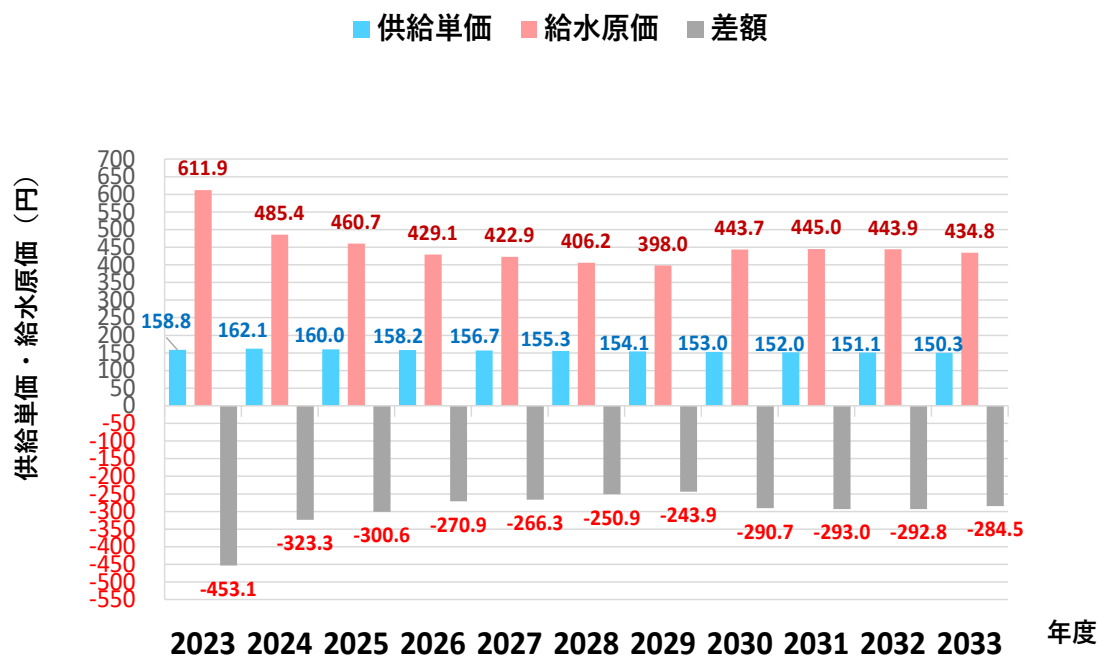
将来的には、企業債残高は増加しているものの5年の据え置き期間があるため、今後10年間は、企業債償還金対料金収益比率は低い割合で推移していくことが予測されますが、据え置き期間後は高い割合になることも予測されます。



【図】 企業債残高・内部留保資金・企業債償還金対料金収益比率の予測結果

6-3. 供給単価・給水原価

今後 10 年間の供給単価は、約 150.3～162.1 円/m³で推移し、給水原価は、398.0～485.4 円/m³の間で推移します。予測内のすべての年度で、給水原価が供給単価を上回っており、水道料金にかかる費用を使用料収入でまかなえていない原価割れの状態が継続する見通しです。



【図】 供給単価・給水原価の予測結果

7. 簡易水道事業の課題

7-1. 経費の削減

全国的な傾向と同様に本村においても、人口減少に伴う有収水量の減少が予測されます。有収水量が減少した場合、既存施設では施設能力が過大となる可能性があります。施設の統廃合に限らず、既存施設の見直しを適宜行うことで、経費の削減を図る必要があります。

7-2. 財源の確保

簡易水道事業では、経費は料金収入を充てることが基本とされています。しかし、2022（令和4）年度における本村の料金回収率は約48%であり、100%に達していません。

今後、経営環境がより厳しくなることが想定されるため、財源の確保に向けた取組を行う必要があります。

7-3. 補助金（繰入金）の削減

財政的な自立を目指す観点から、今後は、補助金（繰入金）の削減を検討する必要があります。

7-4. 人員及び技術力の確保

本村簡易水道事業では、簡易水道事業に従事する職員数は1名のみであり、人員の確保に加え、次世代へのノウハウの継承が課題として挙げられます。

技術職員が限られている場合、経営面から見た技術的課題が十分に認識されず、その解決策についても、単独で検討することが困難となる可能性があるため、民間活力の導入についても検討を進める必要があります。

また、今後は維持管理に重点を置いて事業を進めることが求められていくため、維持管理業者の委託範囲についても再検討していく必要があります。

8. 経営目標

8-1. 経営目標

自立した経営基盤の必要性がある簡易水道事業では、接続率の向上や経費節減といった自助努力だけでなく、施設の健全性を維持することが、安定した経営を行うための条件となります。一方で、投資事業には一定の資金が必要になるため、その「投資試算(投資事業にかかる費用の見通し)」と「財源試算(料金収入など財源の見通し)」を均衡させなければ、簡易水道事業を持続させることはできません。

したがって、この投資事業に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、「簡易水道事業の効率化・健全化」に取り組み、事業運営にかかる経常的な経費の削減と適正な料金の設定を進めることで「経営基盤の強化」を図るとともに、各施設の「投資の最適化」を進めることが必要となります。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行、節水機器の普及などによる料金収入の減少に加えて、施設・設備の老朽化に伴う更新事業への投資など課題も多く、今後の簡易水道事業を取り巻く経営環境の課題について以下のように整理しました。

経営指標の一つである料金回収率や給水原価を比較すると、本村簡易水道事業が、平均水準ではあり、企業債の償還が進んでいることから一定の経営水準は維持できると想定されます。

また、収益的収支については、人口減少、高齢化の進行等の要因から収入減少が見込まれるため、一般会計補助金（繰入金）に依存する状態が続くと想定されます。

資本的収支については、施設・設備の老朽化に伴う改築・更新事業への投資など支出が今後も見込まれますが、一方で、企業債の償還が進み将来的には、一般会計補助金（繰入金）の抑制も想定されます。

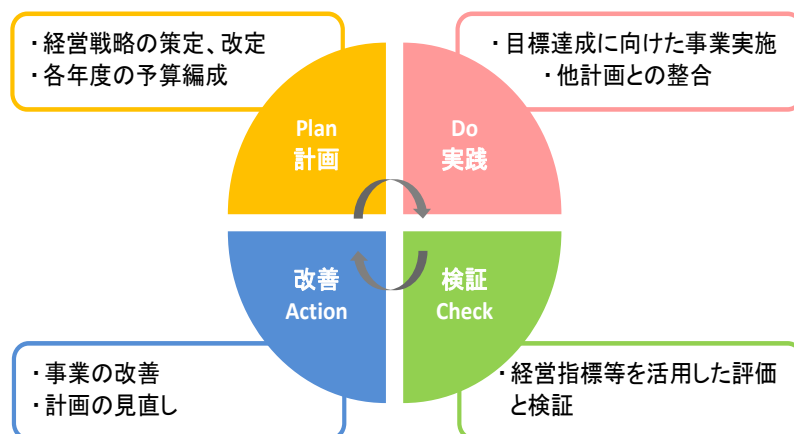
以上を踏まえ、組織や事務作業の効率化、施設管理の見直しなど経営基盤強化のための取組を一層推進するとともに、投資費用の合理化を前提とした「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組みます。

9. 計画の事後検証

9-1. 経営戦略の事後検証

本計画の事後検証として、経営比較分析表の各指標を活用し、毎年度事業の進捗を確認するとともに、類似事業体との比較を行うことで、経営状況の的確な把握と利用者への公開に努めることとします。また、PDCA サイクル（計画策定（Plan）－事業実施（Do）－検証（Check）－改善（Action））を実践し、経営戦略の実施状況の確認・検証を行います。

本計画の有効期間を5年間とし、2029（令和11）年度には、計画の目標値と実績値の乖離状況について検証を行い、経営戦略の見直しを行うこととします。なお、社会情勢の変化や経費回収率・資金不足の見込み等に合わせ、有効期間に限らず適宜経営戦略の見直しを実施します。



【図】 経営戦略のPDCA サイクル

9-2. 料金回収率の向上に向けたロードマップ

本計画は前計画の見直しのため令和 11 年度までの 5 年間の計画期間ですが、その後の定期的な経営戦略改定の視野も入れ 10 年間のロードマップとします。

また、社会情勢の変化が激しい昨今では、本村の簡易水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。そこで、変化する社会情勢を踏まえつつ、掲げた取り組みを着実に遂行するため、年度ごとに本計画の精査検証を行うとともに、簡易水道料金の在り方を検討します。

年度	内容
令和 6 年度	経営戦略の改定
令和 7 年度	経営戦略の検証（モニタリング）
令和 8～10 年度	水道料金の在り方を検討
令和 11 年度	経営戦略の改定
令和 12 年度	経営戦略の検証（モニタリング）
令和 13～15 年度	水道料金の在り方を検討
令和 16 年度	経営戦略の改定

福島県平田村 簡易水道事業経営戦略

令和 7 年 3 月

平田村 産業建設課

〒963-8292 福島県石川郡平田村大字永田字切田 116 番地